

地籍調査作業に「ネットワーク型RTK-GPS方式」を適用することについて(ご要望)

国土交通省土地・水資源局におかれましては、平成19年度から都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)事業を引き続き開始され、順調に業務が遂行されていると伺っております。

また、都市再生街区基本調査(成16年度が初年度)における街区基準点測量や街区点測量において、「ネットワーク型RTK-GPS方式」の適用についてご配慮いただいたところであり厚くお礼を申し上げます次第であります。

一方、国土地理院により、平成20年3月31日、公共測量作業規程を作成するための一般的な規範として昭和26年8月25日(建設省告示第800号)に制定された「作業規程の準則」の全部の改正が告示され、同年4月1日より適用になりました。今回の改正は、測量法の一部改正や地理空間情報活用推進基本法の成立を受けたものであり、平成16年度及び17年度に公開されたネットワーク型RTK-GPS方式を利用する公共測量作業マニュアル(案)や各種測量作業マニュアルを取り込み、衛星測位を積極的に利用するものとなっています。

また、ネットワーク型RTK-GPS方式は、公共測量の効率的な作業遂行及び経済効果の優れたものあり、位置情報サービス事業者や測量業界などから、マニュアル案の作業規程への早期の統合が望まれていたものであります。

特にネットワーク型RTK-GPS方式による一筆地測量は、地籍測量事業の推進に寄与するものと考えられます。

貴職におかれましては、このような背景を勘案され、ネットワーク型RTK-GPS方式を地籍調査作業に適用させて頂けますよう、「電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会」として、格段のご配慮をお願い申し上げます次第であります。